

山口県報

平成19年
4月1日
(日曜日)

目 次

訓令
山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令(人事課)



山口県訓令第十五号

庁 中 一 般	各 出 先 機 関	会 計 管 理 局	山 口 県 教 育 庁	各 教 育 機 関	山 口 県 警 察 本 部	各 警 察 署	山 口 県 議 会 事 務 局	山 口 県 監 査 委 員 会 事 務 局	山 口 県 人 事 委 員 会 事 務 局	山 口 県 労 働 委 員 会 事 務 局
---------	-----------	-----------	-------------	-----------	---------------	---------	-----------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

山口県知事 二井 関 成

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令

山口県事務決裁規程(昭和四十四年山口県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「出納局」を「会計管理局」に改める。

第一条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二条第一号及び第二号中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第九号中「及び局長」を削り、同条第十号中「部次長等」を「部次長」に改め、「及び局長」を削り、「及び部次長」という「及び」並びに組織規則第十八条第一項に規定する局長を削る。

第七条第一項中「出納局」を「会計管理局」に、「又は室」を「、室又は分室」に、「出納長」を「会計管理者」に、「部次長等」を「部次長」に改め、「室長」の下に「並びに分室の長」を加え、同条第三項中「出納局長」を「会計管理局长」に改める。

第八条第一号中「総務部長」を「総合政策部長」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同条第七号中「総務部長」を「総合政策部長」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「総務部長及び出納長」を「総合政策部長及び会計管理者」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号中「総務部長及び出納長」を「総合政策部長及び会計管理者」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の下に次の一号を加える。

二 県議会に提出する議案に関すること。 総務部長及び総合政策部長
第九条中「主務部次長等」を「主務部次長」に改める。

第十条第一項の表知事部局及び出納局の項決裁権者の欄中「及び出納局」を「及び会計管理局长」に、「部長(出納局にあつては、総務部長)」を「部局長」に改め、同項第一次代決者の欄中「出納局」を「会計管理局」に、「総務部長」を「会計管理局长」に、「部次長等」を「知事部局にあつては部次長」に改め、「部次長」の下に「、会計管理局长にあつては主務課長」を加え、同項第二次代決者の欄中「、出納局」を「、会計管理局长」に、「総務部長」を「会計管理局长」に改め、「出納局長(出納局に限る。)」を削り、「主務課長等」の下に「知事部局に限るものとし、」を、「にあつては主務課長」の下に「とする。」を加え、同表知事部局及び出納局以外の部局の項決裁権者の欄中「出納局」を「会計管理局长」に改め、同条第二項の表以外の部分中「出納長」を「会計管理者」に改め、同項の表出納長の項を次のように改める。

消防防災航空センター	1 防災用ヘリコプターの運航に関する事務	(1) 防災用ヘリコプターの運航	課長が特に重要と認めるもの						
			課長が特に重要と認めるもの以外のもの						

別添録三の二の表を別添録三の一の表として、同表の次に次の一表を加える。

2 総合政策部において所掌される事務の決裁権者

課 種	事 務	決 裁 権 者				出先機関
		知事	副知事	部長	課長	
政 策	1 県の総合的な政策の企画及び調整に関する事務	(1) 県の総合的な政策の決定				
		(2) 県の総合的な政策の企画に関する調整				
		(3) 県の総合的な政策の進行状況の管理				
策	2 県の総合計画に関する事務	(1) 県の総合計画の策定				
		(2) 県の総合計画の進行状況の管理				
企 画	3 国土形成計画法（昭和25年法律第205号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 全国計画に係る提案（法第8条第1項）				
		(2) 広域地方計画に係る提案の連達（法第11条第1項）				
課	4 知事会に関する事務	(1) 知事会で行う要望の決定				
		(2) 知事会からの要請に基づく報告等				
財 政 課	5 庁議及び政策企画会議に関する事務	(1) 庁議及び政策企画会議の開催				
		(2) 庁議及び政策企画会議に提出する案件の調整				
課	6 部課長会議に関する事務	(1) 部課長会議の開催				
		(2) 部課長会議に提出する案件の調整				
課	1 この項において「法」という。の施行に関する事務	(1) 臨時会に付議すべき事件の告示（法第102条第4項）				
		(2) 議決又は選挙に係る審査の申立て及び出訴（法第176条第5項、第7項）				

財	
<p>2 予算規則の施行に関する事務</p>	<p>(3) 義務費及びこれに伴う収入を予算に計上すること(法第177条第3項)。</p> <p>(4) 弾力条項に基づく経費の使用の承認(法第218条第4項)</p> <p>(5) 予算の執行に関する措置の要求(法第221条第1項)</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。</p> <p>(1) 予算の調製方針の決定(予算規則第3条第1項)</p> <p>(2) 予算の調製方針の通知(予算規則第3条第2項)</p> <p>(3) 予算の査定(予算規則第5条第1項)</p> <p>(4) 予算の審査等及び査定結果の通知(予算規則第5条)</p> <p>(5) 予算及び予算に関する説明書の認定(予算規則第7条)</p> <p>(6) 予備費の充当の承認(予算規則第20条第2項) 充当額が100万円以上の場合 充当額が100万円未満の場合</p> <p>(7) (1)から(6)までに掲げる事項以外の予算規則の施行に関すること。</p>
<p>3 地方交付税法(昭和25年法律第211号。以下この項において「法」という。奥の地方交付税に関する事務</p>	<p>(1) 地方交付税の算定に関する資料の提出(法第5条第1項)</p> <p>(2) 地方交付税の額に関する審査の申立て(法第18条第1項)</p> <p>(3) 超過額の返還に関する意見の申出、文書の記載事項の周知及び異議の申出(法第19条第2項、第6項、第7項)</p> <p>(4) 衡平又は公正を欠くものがある旨の申出(法第20条第2項)</p> <p>(5) 交付税の額の減額又は返還の請求についての弁明(法第20条の2第4項)</p>
<p>4 当せん金付証券法(昭和23年法律第144号。以下この項において「法」という。奥の)の施行に関する事務</p>	<p>(1) 当せん金付証券の発売限度額の決定(法第4条第1項)</p> <p>(2) 全国自治宝くじ事務協議会等の運営に関すること。</p>

政

課

財	5 地方公営企業法第292号。以下この項において「法」という。県が経営する地方公営企業及び病院その他（以下この項において「公営」という。）の業務に関する事務	(1) 公営企業の業務の執行についての指示（法第16条）							
		(2) 公営企業の予算の調製（法第24条第2項）							
政	6 地方行政連絡会議（昭和40年法律第38号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(3) 公営企業に係る弾力条項に基づく経費の使用の承認（法第24条第3項）							
		(4) 金融機関の指定についての同意（法第27条）							
課	7 地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(5) 公営企業の経営に関する事項の報告（法第40条の3第2項）							
		(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外の法の規定に基づいて公営企業の予算に関すること。							
広	1 広報及び広聴に関する事務	(1) 資料の提出等（法第6条第1項）							
		(2) 地方行政連絡会議の連絡事項及び協議事項の決定							
報	1 広報及び広聴に関する事務	(1) 寄附金等の支出の協議（法第24条第2項）							
		(2) 広報及び広聴の実施計画の策定							
広	1 広報及び広聴に関する事務	課長が特に重要と認めるもの							
		課長が特に重要と認めるもの以外のもの							
聴	1 広報及び広聴に関する事務	(3) 請願及び陳情の総括的处理							
		課長が特に重要と認めるもの							
課	1 広報及び広聴に関する事務	課長が特に重要と認めるもの以外のもの							
		(4) 府省委託広報の実施計画の決定及び実施結果の報告							
統	1 統計の普及及び調整、統計資料の刊行並びに統計の分析に関する事務	(5) (1)から(4)までに掲げる事項以外の広報及び広聴に関すること。							
		(1) 統計大会の開催							
分	1 統計の普及及び調整、統計資料の刊行並びに統計の分析に関する事務	(2) (1)に掲げる事項以外の統計の普及及び調整、統計資料の刊行並びに統計の分析に関すること。							
析	1 統計の普及及び調整、統計資料の刊行並びに統計の分析に関する事務								
課	1 統計の普及及び調整、統計資料の刊行並びに統計の分析に関する事務								

備考 1 決裁権者欄の 印は、事務欄の事務の区分ごとに当該事務の決裁権者を示す。

2 出先機関欄に掲げる出先機関は、決裁権者が所長であるときの当該所長が属する出先機関を示す。

別表第三の3の表中

「課」
・「室」
「課」
・「室」
「分室」

を改め、別表第三の4の表国民文化祭推進室の

部を「山口県環境保健課の第9の項及び第14の項の(6)中「山口県環境保健研究センター」を「山口県環境保健センター」に改め、同県生活衛生課の第17の項を第16の項を17の項とし、15の項の次に次のように加える。

16 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。の施行に関する事務)	(1) 動物愛護管理推進計画の策定(法第6条第1項)																	
	(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。																	

別表第三の4の表保健課・リハビリ課保健課の第10の項の(2)中「又はくみ取りし尿の処理に関する勧告(法第37条の2)」を「に関する指示(法第37条第3項)」に改め、別表第三の5の表厚政課の第10の項を11の項とし、3の項から6の項までは1項とし、繰り下げ、2の項の次に次のように加える。

3 山口県福祉のまちづくり条例(平成9年山口県条例第1号。以下この項において「条例」という。の施行に関する事務)	(1) 国等に対する要請(条例第17条第2項)																	
	(2) 勧告(条例第22条)																	
	(3) 公表(条例第23条第1項、第26条第4項)																	
	(4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の条例の施行に関すること。																	

別表第三の5の表保健課の第10の項及び13の項を第14の項を2の項とし、5の項を3の項とし、9の項を第17の項を4の項とし、8の項を5の項とし、6の項を6の項とし、同保健課の第10の項の(2)中「第21条の9第5項」を「第20条第5項」に改め、同項の(2)中「第21条の9第8項」を「第20条第8項」に改め、同条の(2)中「(8)」を「(12)」に改め、同項の(2)中「第5項、第6項、第8項」を「第5項―第7項、第9項」に改め、同項の(2)中「(10)の次に次のように加える。

(11) 診療報酬支払事務の委託(法第40条第6項)																		
----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の5の表健康増進課の第11の項の(6)を(8)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 入院患者又は結核患者の医療費の負担の決定(法第37条第1項、第37条の2第1項)																		

別表第三の5の表保健課の第11の項の(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、同項の(2)中「第24条第4項」を「第24条第5項」に改め、同項の(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 就業の制限(法第18条第1項、第4項―第6項)																		

項の(12)中「(三)」を「(9)」に改め、同項の(12)を同項の(7)とする。

別表第四中

「」

を

「」

に改め、決裁権者の欄副出納長に関する部分を削り、同

表会計課の部1の項中

「」

を

「」

に改め、同部2の項中

「」

を

「」

に改め

る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年四月一日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）